

恵那市スポーツ施設等におけるドローン使用に関するガイドライン

令和4年4月

恵那市教育委員会

スポーツ課

1. ガイドラインの主旨

本ガイドラインは、昨今のドローンの利活用の広がりを背景としたドローン操作の講習会や練習場所などスポーツ施設等を利用するケースに対応するため、航空法、恵那市都市公園条例及び恵那市スポーツ施設条例など関係法令に基づき定めることとする。

利用者が安全に使用でき、人身事故及び物損事故等が起こらないようにするため、本ガイドラインを遵守した施設利用を行うこと。

2. ガイドライン対象施設及び対象区域

(1) 都市公園施設

①都市公園条例により設置しているまきがね公園施設の体育館及び多目的広場

※上記以外のまきがね公園施設については、原則許可しない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

(2) スポーツ施設

①恵那市スポーツ施設条例により設置しているグラウンド

(まきがね西グラウンド、毛呂窪グラウンド、中野方グラウンド、岩村グラウンド、山岡グラウンド、明智グラウンド、上矢作グラウンド)

②恵那市スポーツ施設条例により設置している体育館

(まきがね西体育館、毛呂窪体育館、山岡B&G海洋センター体育館、明智B&G海洋センター体育館、上矢作体育館)

※上記以外の恵那市スポーツ施設条例により設置している施設については、原則許可しない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

3. ドローン使用上のルール

(1) ドローンの機体に関する条件 (①～⑤について様式第1号で確認)

ドローンの機体は以下の条件を全て満たす機体であること。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

- ①機体の本体、バッテリー、カメラなどを含め、1機あたりの総重量が2kg以下である。
- ②機体にはプロペラガードを装着すること、構造上不可能な場合は目視補助者を設置すること。
- ③GPS、高度、姿勢保持、衝突回避等のためのセンサー機能を有していること、もしくは前記センサー機能等を有していない場合は目視補助者を設置すること。
- ④位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること、もしくは前記表示等を有していない場合は目視補助者を設置すること。
- ⑤フェイルセーフ機能など安全設備を有していること、もしくは前記表示等を有していない場合は目視補助者を設置すること。
- ⑥機体の形状や搭載物の種類等により、安定した飛行が難しい、又は墜落時に周囲への被害を拡大させる恐れ等が想定される場合など、施設管理者が必要と認める場合には、飛行条件を大幅に制限し、又は飛行を認めないことがある。
- ⑦令和4年6月20日以降については、総重量100g以上の機体は機体登録されており、機体に機体番号が添付されていること。(国土交通省基準)
- ⑧総重量が100g未満の機体に関しては、上記の機能を有しない場合であっても利用可能とする場合が

ある。

(2) 操縦者の技能等（様式第1号で確認）

ドローンの操縦者は以下の条件を満たすこと。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

- ①航空法及び電波法、小型無人機飛行禁止法、民法、河川法、道路交通法、恵那市スポーツ施設条例等関係法令に関する知識を有し遵守する。
- ②安全飛行に関する知識を有する。（飛行の禁止区域・飛行の方法などの飛行ルール、気象に関する知識、取扱説明書に記載された日常点検項目等）
- ③飛行前に各種確認が行える。（第三者の立入りの有無・風速風向等の気象等周囲の安全確認等、燃料又はバッテリーの残量確認、通信系統及び推進系統の作動確認）
- ④GPS等の機能を利用せず、安定した離陸、飛行、着陸ができる。
- ⑤飛行中に不具合が発生した際、ドローンを安全に着陸させられるよう適切に操作ができる。
- ⑥国土交通省航空局が定める「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載されている講習団体から技能証明を受けた者、もしくは国土交通省航空局による「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」を有する者である。
- ⑦⑥を有しない者は、⑥を有する者が補助をすることにより可能とする。

(3) 安全対策に関する事項

- ①夜間飛行やイベント上空飛行など航空法上の国土交通大臣の許可等が必要な飛行を行う場合は、許可・承認書及び国土交通大臣に提出した申請書類の写しを提出するとともに、飛行当日は、許可・承認証を携行し、十分な安全対策を講じた上で飛行させること。（国土交通省基準）
- ②飛行当日の施設内において、飛行中の注意喚起や許可を受けての飛行である旨の看板等を立て周知すること。
- ③写真や動画を撮影する場合、被撮影者のプライバシーや肖像権等に配慮するとともに、被撮影者の同意等は申請者（撮影者）において責任をもって対応すること。
- ④総務省が公表した「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン（平成27年9月）」に示されている注意事項に留意すること。
- ⑤飛行当日、操縦者がアルコールを摂取した状態や体調不良など正常な操縦ができない状態での飛行は禁止する。（国土交通省基準）
- ⑥墜落、衝突を回避するための飛行等その他やむを得ない場合を除いて、施設利用者（操縦者、立会者及び監視者を含む）の頭上の飛行をしないこと。ただし、航空法上の国土交通大臣の許可等を得た場合は除く。（国土交通省基準）
- ⑦飛行条件、飛行範囲及び周辺状況等について、届け出た内容のとおり管理できない場合は、飛行しないこと。飛行中にそのような状況が発生した場合には速やかに飛行を中止し、安全を確保できる場所に移動、着陸させること。

(4) 施設共通の飛行条件

以下の条件は基本的なものであり、機体や操縦者の技能、施設の状況などにより、別途条件を設ける場合がある。

- ①施設を独占的に貸し切って利用し、施設の出入口に第三者が立ち入らないよう看板等を設置し注意喚起を促すこと。
- ②操縦者は、常に飛行空間を認識し、飛行速度を抑え、墜落、人や物への衝突を回避するよう細心の注意を払い飛行させること。
- ③周りに第三者がいないかどうかを十分に注意したうえで安全に配慮して飛行させること。
- ④頭上飛行について墜落、衝突を回避するため禁止とする。（国土交通省基準）
- ⑤離着陸範囲が明確に認識できるよう、飛行エリア内に三角コーンやランディングパッドなどの目標物を設置すること。
- ⑥目視外飛行 FPV（FirstPersonsView）などで飛行させる際は、目視補助者を設置すること。

（５）屋内施設での飛行条件

以下の条件は基本的なものであり、機体や操縦者の技能、施設の状況などにより、別途条件を設ける場合がある。

- ①総重量 100 g 以上のドローンの飛行台数について 1 施設あたり同時に 2 機まで飛行可能とする。
- ②墜落や衝突などによりアリーナ床面など施設に損傷が生じないように、必要に応じて保護用シート等を設置すること。
- ③ドローンについて、天井より 3 m 以下の高度及び壁面や突起物から 4 m 以上の距離を保ち飛行させること。
- ④総重量 100 g 以上のドローンは飛行速度について 2.8m/s 未満とする。

（６）屋外施設での飛行条件

以下の条件は基本的なものであり、機体や操縦者の技能、施設の状況などにより、別途条件を設ける場合がある。

- ①該当施設上空のみで飛行させること。
- ②駐車場での飛行は認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。
- ③第三者がいる際は飛行を中止、もしくは 30m 以上の距離（国土交通省基準）を保って飛行させること。
- ④施設内の構造物から 4 m 以上の距離を保ち飛行させること。
- ⑤飛行高度は高度 150m 以下とする。（国土交通省基準）
- ⑥ドローンは飛行速度について 13.8m/s 未満とする。
- ⑦夜間飛行を行う場合は、国土交通大臣の許可等の承認を得ること。（国土交通省基準）

4. 賠償責任保険（損害保険）等への加入義務

ドローンの飛行・落下等による事故に対応するため、人や施設・物に対する賠償責任保険への加入を義務付ける。保険加入を確認するため予約時に保険証書の写しを提出すること。

5. 事故対応

- ①事故後は人命救助を最優先とし、速やかに対応すること。また、施設管理者への報告を行うこと。
- ②国土交通省等への報告義務案件は速やかに報告すること。（国土交通省基準）
- ③施設や物（備品類）の損壊については、当該施設の条例等の規定に従って、原状回復を行うこと。

- ④プライバシーの侵害、接触事故などドローン飛行に起因するトラブルへの対応について、申請者が責任をもって対応すること。市及び施設管理者は一切責任を負わない。

6. 施設の利用とドローン使用に係る届出書の提出

(1) 施設予約・申込み方法

- ①利用しようとする施設の使用許可申請等と合わせて提出すること。
- ②利用する前（予約時）に、施設管理者と事前協議を行うこと。

(2) 必要書類

- ①ドローン等の飛行に係る届出書（様式第1号）
- ②賠償責任保険等の保険証書の写し
- ③技能証明もしくは無人航空機の飛行に係る許可・承認書の写し
- ④その他、市及び施設管理者が必要とする書類

(3) 利用料金

利用する施設の使用料とする

都市公園施設についてはスポーツ以外の料金区分とする

7. 用語の定義

- ①ドローン 航空法に定める無人航空機であって、「3. ドローン使用上のルール、(1) ドローンの機体に関する条件」を満たすもの
- ②申請者 施設の仕様の申請を行い、ドローン飛行に責任を持つ者
- ③操縦者 ドローンを操縦するもの
- ④屋外運動場 グラウンド（テニスコートは含まない。）
- ⑤屋内運動場 体育館（柔剣道場、武道場、卓球室などは含まない。）

8. 「スポーツ施設等におけるドローン使用に関するガイドライン」に定めない利用について

専門的かつ高度な技術を有する事業者等が、様々なドローンの機能向上や技術開発、実証試験、大会の開催等を目的とする場合など、本ガイドラインによらない施設利用を希望する場合は事前に個別協議の上、利用の可否を決定する。

9. 「スポーツ施設等におけるドローン使用に関するガイドライン」の更新について

本ガイドラインは、施設の利用実態に応じて随時見直しを行う。施設を利用する際には、常に最新版ガイドラインを確認すること。

10. その他

- ①行事等においてドローンを飛行させる際には、事前に施設利用者全員（行事等の参加者を含む）の承諾を得ること。また、ドローン飛行中、承諾を得られていない者が屋内施設に入室した場合、速やかに飛行を中止すること。

- ②ドローンの飛行その他施設の利用に関しては、施設ごとに定められた条例・規則等の利用条件を遵守すること。
- ③ガイドラインを遵守していないことを施設管理者が判断した場合は、利用の許可を取り消すことがある。

11. 本ガイドライン、施設利用に関する問合せ先

恵那市教育委員会事務局スポーツ課

TEL : 0573-26-2111

Eメール : sports@city.ena.lg.jp